

令和7年度ひょうご保育料軽減事業(認可外事業所内保育所) 対象者確認フロー

A: →
B: - - ->

子どもの住所は兵庫県内にある
A: はい B: いいえ

兵庫県外に住んでいる子どもは対象外です

対象施設(県内にある認可外の事業所内保育施設、
企業主導型保育事業)をR7.4~R8.3の間に
A: 利用している(いた) B: 利用していない
※一時預かりなど定期的ではない利用や、認可保育所等と併用して
いる場合はBへ

対象外です
※認可保育所等を併用している子どもは 認可保育所等
利用分が対象になります。(申請方法等は、市町の保育
担当課へお問い合わせください)

対象施設を利用している子どもの生年月日は、
令和4(2022)年4月2日以降だ
A: はい B: いいえ

3歳児クラス以上の子どもは対象外です

令和6年度の住民税は
A: 課税されている B: 課税されていない
(所得割額・均等割額とも0円)

令和7年4月~令和7年8月の利用分は
幼児教育・保育無償化の対象になるため
対象外です。

住民税が課税されているか、
市民税・町民税の所得割額
などの確認方法は[こちら](#)

令和7年9月~令和8年3月も利用している場合

令和7年度の住民税は
A: 課税されている B: 課税されていない
(所得割額・均等割額とも0円)

利用している施設は、
令和6年10月以降は無償化の対象ではない
A: はい B: いいえ
(企業主導型保育事業はBへ)

令和7年9月~令和8年3月の利用分は
幼児教育・保育無償化の対象になるため
対象外です。

令和7年4月~令和7年8月に利用していて
令和6年度の住民税が課税されている場合

保護者の市民税または町民税所得割額の合計
対象施設利用子どもが第1子 : 57,700円
// 第2子以降: 155,500円
A: 未満 B: 以上

ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯に
A: 該当する B: 該当しない

保護者の市民税または町民税所得割額の合計
対象施設利用子どもが第1子 : 77,101円
// 第2子以降: 169,900円
A: 未満 B: 以上

令和6年度所得制限超え
→令和7年4月~8月利用分 対象外
令和7年度所得制限超え
→令和7年9月~令和8年3月利用分 対象外
となります
※令和6年度・令和7年度とも所得制限を超えている
場合は申請できません

毎月の保育料は
A: 5,000円以上 B: 5,000円未満

対象外です
※途中入園した月の保育料が日割り計算で5,000円未満
になる場合などは、その月のみ対象外

対象者です。
申請書などの必要書類を、利用している施設に提出してください